

## 草津市教育委員会各種事業の後援等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、他の公的機関または各種団体等（以下「団体等」という。）が事業または行事（以下「事業等」という。）を実施するにあたり、草津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援または共催（以下「後援等」という。）を行う基準およびその事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 団体等が主催する事業等に対して、教育委員会が事業等の趣旨に賛同し、奨励する意を表するため名義の使用をもって支援すること。
- (2) 共催 公益性から判断して、教育委員会が企画、運営等に参加する必要がある事業等に対して、主催者の一員として名を連ねるほか必要な協力を行うこと。

(後援等の申請)

第3条 教育委員会の後援等の決定を受けようとする事業等を実施する団体等は、原則として当該事業等の実施の日の1月前までに、別記様式第1号に次に掲げる書類を添えて市教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
- (4) 団体等の活動実績を記載した書類
- (5) 暴力団の排除に係る誓約書兼同意書（別記様式第4号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、同様の事業等で後援等の決定を受けた団体等に対して、同項各号に掲げる書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

(後援等の基準)

第4条 教育委員会は、前条第1項の申請に係る事業等（以下「申請事業等」という。）が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、後援の決定をするものとする。

- (1) 教育委員会の施策の推進に寄与すると認められるものであること。
- (2) 市民（草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第2条第1号の市民をいう。以下同じ）を対象としたものまたは市を広く知らしめることが期待できるものであること。
- (3) 堅実な活動実績を有し、かつ、申請事業等の遂行能力が十分であると認められるものが主催するものであること。
- (4) 開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- (5) 専ら営利を目的とするもの（営利を目的としているものであっても、その収益を社会福祉事業に充てる等の公益性を有するものを除く。）でないこと。

- (6) 法令または公序良俗に反するものでないこと。
  - (7) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的としないこと。
  - (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的としないこと。
  - (9) 教育委員会の教育行政の運営に関する方針に反するものでないこと。
  - (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が携わることなく、かつ、そのおそれもないものであること。
- 2 教育委員会は、申請事業等が前項各号のいずれにも該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、共催の決定をするものとする。ただし、予算、施設の状況その他の事情により共催することができないときは、この限りでない。
- (1) 当該事業の内容が、教育委員会が積極的に関与することが相当であるもの
  - (2) 教育委員会の各種施策の推進に特に有益と認められるもの
- 3 教育委員会は、前2項の規定により後援等の決定をするときは、次に掲げる条件その他必要な条件を付するものとする。
- (1) 後援等の名義は、「草津市教育委員会」とする。
  - (2) 後援を行う事業に係る一切の責任は申請団体等(第3条の規定による申請を行った団体をいう。以下同じ。)が負うものとする。

(贈賞)

第5条 教育委員会は、前条の規定により後援等を決定した事業等(本市教育委員会の施策と密接な関連を有するものに限る。)において、予算の範囲内で贈賞を行うことができる。

- 2 贈賞は、一の申請事業等につき一つとする。ただし、表彰の区分や分野が複数ある場合は、被表彰数等を勘案のうえ二つ以上の贈賞を行うことができるものとする。

(後援等の決定の通知)

第6条 教育委員会は、第4条の規定により後援等を行うと決定したときは別記様式第5号により、後援等を行わないと決定したときは別記様式第6号により、後援等の可否を申請団体等へ通知するものとする。

(事業計画の変更の申請等)

第7条 前条の規定による後援等の決定の通知を受けた申請団体等(以下「被後援等団体」という。)は、後援等の決定を受けた後に事業計画の変更をしようとする場合は、別記様式第7号に当該変更の内容を記載した書類を添えて、教育委員会に申請し、その変更後の事業等に対し後援等の決定を受けなければならない。

- 2 前3条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第6条中「別記様式第5号」とあるのは「別記様式第8号」と、「別記様式第6号」とあるのは「別記様式第9号」と読み替えるものとする。

(報告)

第8条 被後援等団体は、事業等の終了後速やかに、別記様式第10号に事業収支決算書を添付して、教育委員会に事業等の結果を報告しなければならない。ただし、次のいずれかに該当した場合は、報告を省略することができる。

- (1) まちづくり協議会が主催する事業
- (2) 教育委員会が活動補助金等を交付する事業で、補助金等の実績報告を提出する事業
- (3) その他教育委員会が報告を不要と認める事業  
(後援等の決定の取消し等)

第9条 教育委員会は、後援等の決定をした後で、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、その決定を取り消し、別記様式第11号により通知するものとする。

- (1) 後援の決定の場合について第4条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認められるとき。
- (2) 共催の決定の場合については、第4条第1項各号および第2項各号に掲げる基準に適合しないと認められるとき。
- (3) 被後援等団体が解散し、または申請事業等を取りやめたとき。
- (4) 提出された申請書または添付書類に虚偽があると認められるとき。
- (5) 被後援等団体が後援等の決定による名義の使用権を第三者に譲渡したとき。
- (6) 被後援等団体が市民に著しく迷惑を及ぼしたとき。
- (7) その他教育委員会が取り消す必要があると認めたとき。

2 前項の規定により後援等の決定を取り消され、または事業等の実施後に前項各号のいずれかに該当することが明らかになった団体等については、決定を取り消され、または前項の規定に該当することが明らかになった日以後、原則として後援等を行わないものとする。

3 第1項の規定により、後援等の決定を取り消された場合において、申請者に損害が生じても、教育委員会は、その賠償の責を負わないものとする。

(事務主管課等)

第10条 後援等に関する事務は、当該事業等の内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、後援等に関する個別の基準、具体的な取扱について必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

別記

様式第1号（第3条第1項関係）

年 月 日

草津市教育委員会教育長

宛

申請者 住 所 〒

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

名 称

代表者名

（連絡先）住 所 〒

氏 名

電 話

後援等の決定について（申請）

次の事業等について、草津市教育委員会の後援等の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 後援等の種類：  後援  共催

2 事業等の名称： \_\_\_\_\_

3 事業等の開催日： \_\_\_\_\_ 年 月 日（ ）午前・午後

4 事業等の開催場所：

5 事業計画： 様式第2号のとおり

6 予算： 様式第3号のとおり

7 暴力団の排除に係る誓約書兼同意書 様式第4号のとおり

様式第2号（第3条第1項第1号関係）

事業計画書

事業名	
目的・趣旨	
主催者	
期日・期間	
場所	
参加対象	
参加予定者数	
事業の内容	
前回の承認内容	区分（後援・共催）（番号） 第 号 年 月 日 (決定通知日付)
参加負担金 (入場料等)	無料 有料 ( ) 円
他の後援等 申請先	
備考	

様式第3号 (第3条第1項第2号関係)

収 支 予 算 書

収 入

単位：円

科 目	金 額	説 明
計		

支 出

単位：円

科 目	金 額	説 明
計		

様式第4号（第3条第1項第5号関係）

暴力団の排除に係る誓約書兼同意書

私は、下記の事項について誓約いたします。

なお、市が必要な場合には、提供した個人情報を草津警察署に照会することおよび当該照会に対する回答を受けることについて承諾いたします。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

草津市教育委員会教育長

宛

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

（ふりがな）

氏 名

[代表者の生年月日・性別]

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 性別 (男・女)

様式第5号 (第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

草津市教育委員会教育長

後援等の決定について (通知)

年 月 日付けで申請のありました後援等について、下記のとおり後援等を行うことを決定しましたので通知します。

記

1 後援等の種類 (後 援 ・ 共 催)

2 対象事業名 \_\_\_\_\_

3 名義使用条件

- (1) 使用名義は、「草津市教育委員会」としてください。
- (2) 名義を記載した印刷物等を作成した場合は、当該事業を開催するまでに必ず送付してください。
- (3) 入場料等を徴収される場合は、収支報告書を提出してください。
- (4) その他

4 注意事項

- (1) 決定にあたっての条件が守れないなど、名義使用が適正に行われないと認められる場合は、決定を取り消す場合があります。
- (2) 印刷物の送付、その他連絡については、下記までお願いします。
- (3) 申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに下記まで届け出てください。

5 担当課 部 課

担当者

電話

様式第6号 (第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

草津市教育委員会教育長

後援等を行わないことの決定について (通知)

年 月 日付けで申請のありました事業等については、次の理由により後援等を行わないことを決定しましたので通知します。

記

1 事業等の名称

2 事業等の開催日 年 月 日 ( )

3 後援等を行わない理由

4 担当課 部 課

担当者 電話

備考

年 月 日

草津市教育委員会教育長

宛

住 所〒

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 名 称

代表者名

印

電 話

（連絡先）住 所〒

氏 名

電 話

変更後の事業等の後援等について（申請）

年 月 日付け 第 号で後援等の決定を受けた事業等について、  
次のとおり変更したいので、変更後の事業等についても後援等の決定を受けたく、関係書類  
を添えて申請します。

記

- 1 変更前の事業等の名称
- 2 変更前の事業等の開催日 年 月 日（ ）午前・午後
- 3 変更内容
- 4 変更理由
- 5 その他必要な事項

年 月 日

様

草津市教育委員会教育長

変更後の事業等に対する後援等の決定について (通知)

年 月 日付けで申請のありました変更後の事業等について、次のとおり後援等を行うことを決定します。

記

1 変更前の事業等の名称

2 変更前の事業等の開催日 年 月 日 ( )

3 決定にあたって付する条件

4 担 当 課 部 課

担当者

電話

年 月 日

様

草津市教育委員会教育長

変更後の事業に対する後援等を行わないことの決定について (通知)

年 月 日付けで申請のありました変更後の事業等については、次の理由により後援等を行わないことを決定しましたので通知します。

記

1 変更前の事業等の名称

2 変更前の事業等の開催日 年 月 日 ( )

3 後援等を行わない理由

4 担当課 部 課

担当者

電話

事業実績報告書

年 月 日

草津市教育委員会教育長

宛

団体名

代表者名

住所

年 月 日付け 第 号で後援等の承認がありました事業についてその実績を下記のとおり報告します。

記

事業名					
主催者					
期日・期間					
場所					
参加者数					
入場料					
事業の内容					
他の後援団体					
広報活動の方法と範囲	方 法				範 囲
報告者連絡先	住所 氏名 連絡先Tel				
添付書類	名義印刷物 (プログラム、チラシ等)      その他 (事業収支決算書)				
後援等の効果 (該当個所に ○を付してく ださい。)	あった→	①参加人数が増えた	②協力団体(人)が増えた	③広報範囲が広まった	④その他 (具体的にお書きください)
	ない→	①参加人数が減った	②協力団体(人)が減った	③広報範囲が狭まった	④その他 (具体的にお書きください)
	どちらでもない	(具体的にお書きください)			

第 号  
年 月 日

様

草津市教育委員会教育長

後援等の取り消しについて (通知)  
年 月 日付け 第  
は、次の理由により承認を取り消します。

号で後援等を承認した事業等について

記

- 1 事業等の名称
- 2 取り消す理由
- 3 担 当 課

部 課

担当者

電話